

○上越教育大学附属学校長選考規則

(令和4年9月14日規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第17条の2第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の附属幼稚園長、附属小学校長及び附属中学校長（以下「附属学校長」という。）の選考について定める。

(選考)

第2条 附属学校長の選考は、学長が行う。

2 附属学校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する資格を有する者で、かつ、次の各号の一に該当する者のうちから、学長、理事及び附属学校統括部長が面談の上、選考する。

- (1) 「人事交流に関する協定書」に基づき採用される者のうち、新潟県教育委員会が校長候補者として決定した教員
- (2) 「附属学校教員に係る人事交流に関する協定書」に基づき採用される者のうち、新潟市教育委員会が校長候補者として決定した教員
- (3) 学長、理事及び附属学校統括部長が協議し、校長候補者として決定した教員

(選考の時期)

第3条 附属学校長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 附属学校長が定年退職となる時。
- (2) 附属学校長が辞任を申し出た時。
- (3) 附属学校長が欠員となった時。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。